

新（平成28年2月24日農林水産省告示第490号）	旧
<p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 保管施設 原材料、<u>添加物</u>、資材及び製品の品質が良好に保持できる適当な広さの施設であること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>二 品質管理の実施方法</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 濃縮果汁以外のものを果実から一貫して製造する場合にあっては、次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。ただし、(2)に掲げる事項についてはりんごストレートピュアジュースを製造する場合であって特定の出産地のりんごを原料に使用することを特色の内容として表示するとき、(6)に掲げる事項については野菜の搾汁等を加える場合、(7)に掲げる事項については果粒等を加える場合、(8)に掲げる事項については糖類を加える場合、(9)に掲げる事項については複数の原料等を配合する場合、(11)に掲げる事項については二酸化炭素を圧入する場合、(12)に掲げる事項についてはオレンジジュース（ストレート）、うんしゅうみかんジュース（ストレート）、グレープフルーツジュース（ストレート）、レモンジュース（ストレート）、種類別以外の果実ジュース（ストレート）（西洋なし、日本なし及びバナナの搾汁を使用するものを除く。）及び業務用の製品以外のものを製造する場合に限る。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>添加物</u>に係る情報の伝達に関する事項</p> <p>4 果実から一貫して製造するもの以外のものを製造する場合にあっては、次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。ただし、(2)に掲げる事項についてはりんごストレートピュアジュースを製造する場合であって特定の出産地のりんごを原料に使用することを特色の内容として表示するとき、(3)に掲げる事項については野菜の搾汁等を加える場合、(4)に掲げる事項については果粒等を加える場合、(5)に掲げる事項については糖類を加える場合、(6)に掲げる事項については複数の原料等を配合する場合、(8)に掲げる事項については二酸化炭素を圧入する場合、(10)に掲げる事項についてはオレンジジュース（ストレート）、うんしゅうみかんジュース（ストレート）、グレープフルーツジュース（ストレート）、レモンジュース（ストレート）、種類別以外の果実ジュース（ストレート）（西洋なし、日本なし及びバナナの搾汁を使用するものを除く。）及び業務用の製品以外のものを製造する場合に限る。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(10) <u>添加物</u>に係る情報の伝達に関する事項</p> <p>5～7 (略)</p> <p>三～五 (略)</p>	<p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 保管施設 原材料、資材及び製品の品質が良好に保持できる適当な広さの施設であること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>二 品質管理の実施方法</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 濃縮果汁以外のものを果実から一貫して製造する場合にあっては、次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。ただし、(2)に掲げる事項についてはりんごストレートピュアジュースを製造する場合であって特定の出産地のりんごを原料に使用することを特色の内容として表示するとき、(6)に掲げる事項については野菜の搾汁等を加える場合、(7)に掲げる事項については果粒等を加える場合、(8)に掲げる事項については糖類を加える場合、(9)に掲げる事項については複数の原料等を配合する場合、(11)に掲げる事項については二酸化炭素を圧入する場合、(12)に掲げる事項についてはオレンジジュース（ストレート）、うんしゅうみかんジュース（ストレート）、グレープフルーツジュース（ストレート）、レモンジュース（ストレート）、種類別以外の果実ジュース（ストレート）（西洋なし、日本なし及びバナナの搾汁を使用するものを除く。）及び業務用の製品以外のものを製造する場合に限る。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>食品添加物</u>に係る情報の伝達に関する事項</p> <p>4 果実から一貫して製造するもの以外のものを製造する場合にあっては、次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。ただし、(2)に掲げる事項についてはりんごストレートピュアジュースを製造する場合であって特定の出産地のりんごを原料に使用することを特色の内容として表示するとき、(3)に掲げる事項については野菜の搾汁等を加える場合、(4)に掲げる事項については果粒等を加える場合、(5)に掲げる事項については糖類を加える場合、(6)に掲げる事項については複数の原料等を配合する場合、(8)に掲げる事項については二酸化炭素を圧入する場合、(10)に掲げる事項についてはオレンジジュース（ストレート）、うんしゅうみかんジュース（ストレート）、グレープフルーツジュース（ストレート）、レモンジュース（ストレート）、種類別以外の果実ジュース（ストレート）（西洋なし、日本なし及びバナナの搾汁を使用するものを除く。）及び業務用の製品以外のものを製造する場合に限る。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(10) <u>食品添加物</u>に係る情報の伝達に関する事項</p> <p>5～7 (略)</p> <p>三～五 (略)</p>